

## 大紀町新庁舎整備基本設計業務委託プロポーザル方式実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、大紀町が発注する大紀町新庁舎整備基本設計業務において、技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者と委託契約を行うプロポーザル方式の実施について、必要となる事項を定めるものとする。

### (対象業務の範囲)

第2条 この要領に定める対象業務の範囲は、建築工事に係る設計業務のうち技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合とする。

### (プロポーザル方式の型式等)

第3条 プロポーザル方式は、参加資格要件を満たす受注を希望する事業者（以下「事業者」という。）から技術提案書の提出を求め、内容のほか、事業者、事業所に所属しこれを担当する技術者その他評価基準に定める項目を総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」とする。

2 本プロポーザルの審査は、事業者の負担を軽減するために2段階審査方式で実施し、第1次審査では、参加申込書類及び技術提案書（1次審査用）について書類審査を行い、第2次審査では、技術提案書（2次審査用）について書類審査及びヒアリング審査を行う。

### (対象業務の指定)

第4条 町長は、当該業務を所管する指名審査会に諮り対象業務の指定を受ける。

### (公募)

第5条 町長は、前条で指定した対象業務を発注しようとするときは、指名審査会に諮り、事業者の公募に係る手続開始の公告（以下「公告」という。）を行う。

### (参加資格要件)

第6条 本業務の手続きに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号

- の規定に該当しない者であること。
- 二 単独企業又は共同企業体の構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
  - 三 単独企業又は共同企業体の代表者は、前号の登録に係る建築士事務所において、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士（以下、一級建築士という。）を恒常的に雇用しており、その所在地は、本店又は支店等が愛知県、岐阜県又は三重県であること。
  - 四 共同企業体の構成員は、第二号の登録に係る建築士事務所において、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を恒常的に雇用しており、その所在地は、本店又は支店等が大紀町、伊勢市、玉城町、度会町、大台町又は南伊勢町であること。
  - 五 共同企業体の構成員は、本業務の他の共同企業体の構成員又は他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。
  - 六 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく指名停止の措置を、参加申込書の提出期限の日から技術提案の特定の日までの間に受けていない者であること。
  - 七 当該建築士事務所が、参加申込日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、若しくは更生手続開始の申立がなされていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始、若しくは再生手続開始の申立がなされていないこと。
- 2 町長は、前項に規定するもののほか、対象業務に関し十分な施行能力を有すると認められる参加資格要件及び条件を設定し、指名審査会に諮り決定する。

（公告の内容）

第7条 公告には、次に掲げる事項を記載する。

- 一 業務の概要
- 二 参加資格要件
- 三 審査概要
- 四 技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- 五 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- 六 公告の内容についての質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- 七 技術提案書を特定（選定）するための評価基準
- 八 ヒアリングの実施方法
- 九 非特定（非選定）理由に関する事項

## 十 スケジュール

### 十一 その他の留意事項

2 町長は、前項第7号については、指名審査会に諮り決定する。

#### (選定委員会)

第8条 次の各号に掲げる事項を審査・評価するために、大紀町新庁舎整備基本設計業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設け、その結果は町長に報告する。

- 一 技術提案書を特定（選定）するための評価基準の設定
- 二 技術提案書（2次審査用）の提出を依頼する者の選定
- 三 技術提案書の特定

2 選定委員会の要綱は別に定める。

#### (参加資格審査)

第9条 公告に対して事業者から参加申込書が提出されたときは、町長は指名審査会に諮り、参加資格審査として、申請者の業務経歴・技術職員の配置等を確認し、当該事業者に対しその結果を書面により通知する。この場合にあつて、事前審査の結果、参加資格がないとした事業者に対しては、その理由（以下「無資格理由」という。）を記載する。

- 2 事前審査により、参加資格がないとされた事業者は、通知を受けた日から起算して2日（大紀町の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する休日を含まない。以下、本要領で日数を算定する場合において同じ。）以内に、書面により無資格理由についての説明を求めることができる。
- 3 町長は、無資格理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答する。
- 4 前3項に掲げる事項については、公告において明らかにするものとする。
- 5 町長は、第3項の回答内容について、選定委員会に報告する。

#### (1次審査による選定)

第10条 町長は、提出された技術提案書（1次審査用）についての選定方法を事前に周知しておかなければならない。

- 2 町長は、1次選定に際しては、第8条第1項第2号の選定委員会の報告を基に、技術提案書（2次審査用）の提出を求める5者程度を選定（他は非選定）し、指名審査会に諮り決定する。ただし、1者以下の場合は、手続きを中止する可能性があることとする。
- 3 町長は、前項の選定を行った場合は、選定者に対しては、1次審査により選

定された旨、技術提案書（２次審査用）の提出及びヒアリングを実施する通知を行うとともに、非選定の者に対しては、第１２条に規定する手続と同様の手続をとるものとする。

（２次審査による特定及び契約方法）

- 第１１条 町長は、提出された技術提案書（２次審査用）についての特定方法を事前に周知しておかなければならない。
- ２ 町長は、２次審査に際しては、第８条第１項第３号の選定委員会の報告を基に、当該業務について技術的に最適な技術提案書を特定し、契約の相手方となる事業者を指名審査会に諮り決定する。
- ３ 町長は、前項により決定した事業者に対して、技術提案書を特定した旨の通知を行う。
- ４ 契約方法は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に基づき、第２項により決定した事業者と随意契約を行うものとする。

（非特定理由の説明）

- 第１２条 町長は、前条第１項の技術提案書（２次審査用）を提出した者のうち技術提案書（２次審査用）を特定しなかった者に対して、技術提案書（２次審査用）を特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。
- ２ 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して７日以内に、書面により非特定理由についての説明を求められるものとする。
- ３ 町長は、非特定理由についての説明を求められた場合は、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して１０日以内に、書面により回答する。
- ４ 前１項から前３項に掲げる事項については、公告において明らかにするとともに、第２項に掲げる事項については、第１項の通知において明らかにする。
- ５ 第１項の通知は、前条第３項の通知と同時に行うとともに、非特定理由については、技術提案書を特定するための評価基準の各項目のいずれの観点から特定しなかったかを明らかにする。
- ６ 町長は、第３項の回答内容について選定委員会に報告する。

（実施上の留意事項）

- 第１３条 技術提案書を提出する者が、他の者の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合は、技術提案書（１次審査用）にその旨を明記させる。

- 2 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- 3 技術提案書は、提出者に返却しない。
- 4 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しない。
- 5 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあるものとする。
- 6 特定された技術提案書のうち、必要な事項については、当該業務の特記仕様書に明記する。
- 7 第1項から第6項までに掲げる事項については、公告において明らかにする。

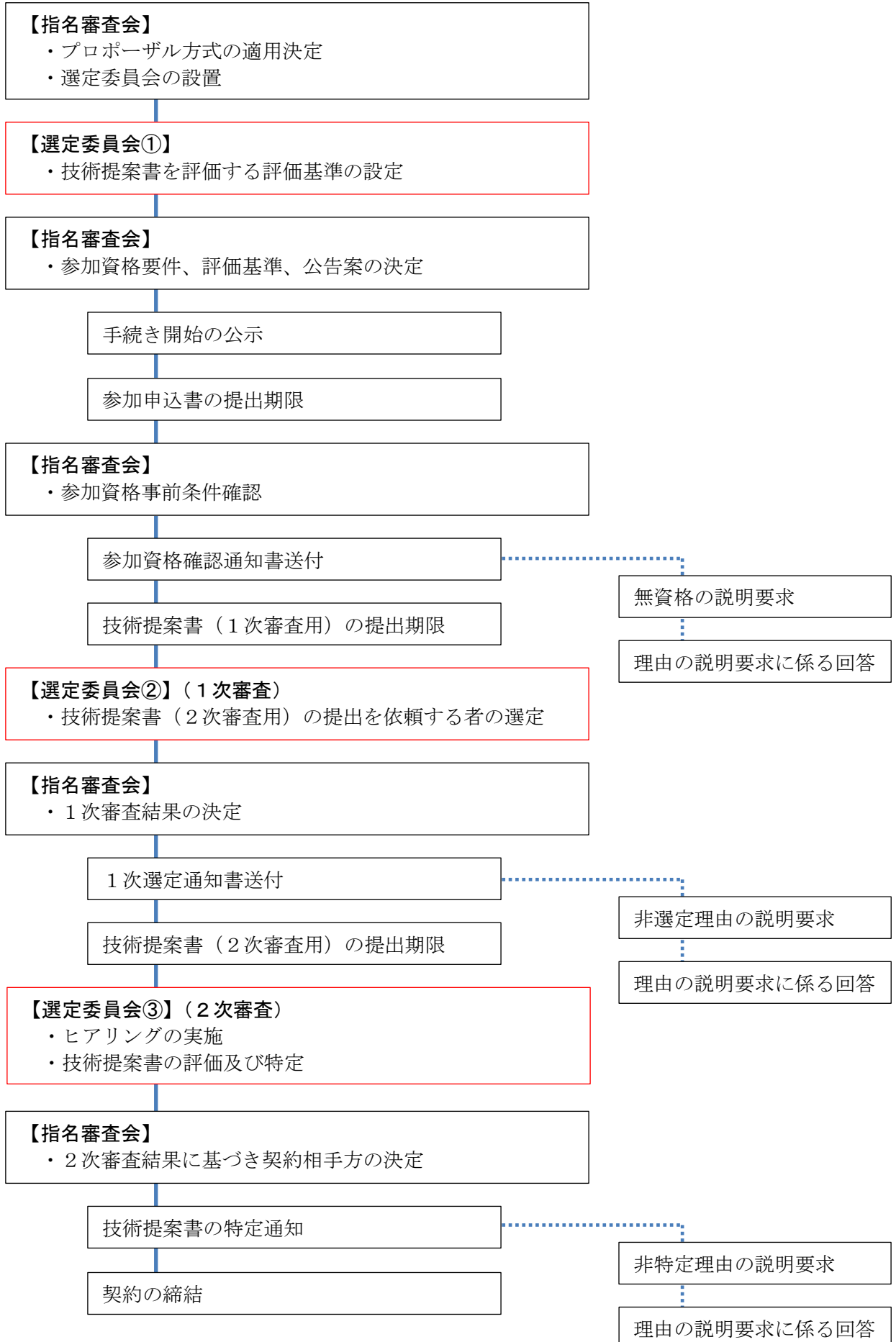
(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年10月22日から施行する。
- 2 この要領は第1条の規定による目的を達成した日をもってその効力を失う。

## 公募型プロポーザル方式の実施手順



様式 1

令和 年 月 日

様

大紀町長 服部 吉人

技術提案参加資格確認通知書

令和〇年〇月〇日付けで参加申込のありました下記案件に係る技術提案の参加資格につきましては、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

公告日	令和〇年〇月〇日	
業務名	令和 8 年度 大紀町新庁舎整備基本設計業務委託	
技術提案書（1次審査用） 提出期限	令和 年 月 日 （ 曜日） 時 分	
参加資格の有無		
参加資格がないと認めた場合、その理由	理由 又は 条件	
説明請求期限	令和 年 月 日	

提出された資料の修正・差し替え・新たな提出は認めません。

参加資格がないと通知された者は、この理由について説明を求めることができます。

様式 2

令和 年 月 日

様

大紀町長 服部 吉人

選 定 通 知 書

令和〇年〇月〇日付けで貴社から提出のありました次の業務の技術提案書については、1次審査により選定されましたので通知します。

なお、下記日程でヒアリングを実施しますので配置予定技術者の出席をお願いします。

業務名： 令和8年度 大紀町新庁舎整備基本設計業務委託

記

1. ヒアリング実施日 令和〇年〇月〇日（ 曜日）
2. ヒアリング場所 ○○○○

様式 3

令和 年 月 日

様

大紀町長 服部 吉人

特 定 通 知 書

令和〇年〇月〇日付けで貴社から提出のありました次の業務の技術提案書については、本業務の技術提案書として特定しましたので通知します。

業務名： 令和 8 年度 大紀町新庁舎整備基本設計業務委託

様式 4

令和 年 月 日

様

大紀町長 服部 吉人

非特定（非選定）通知書

令和 ○年○月○日付けで貴社から提出のありました次の業務の技術提案書につきましては、下記の理由により技術提案書を特定（選定）しませんでしたので通知します。

なお、この通知の日の翌日から起算して7日（大紀町の休日を定める条例（平成17年2月14日条例第2号）第1条に規定する行政機関の休日を含みません。）以内に書面（様式は自由）により、非特定理由についての説明を求めることができます。

業務名：令和8年度 大紀町新庁舎整備基本設計業務委託

記

貴社については、評価の着目点のうち、○○及び○○において他社が優位であると判断したため、非特定（非選定）としたものです。

【注：○○には、例えば「管理技術者の技術者資格」、「担当技術者の同種及び類似業務の実績の内容」、「特定テーマに対する技術提案における特定テーマ間の整合性」等の評価の着目点を具体的に記述すること。】